

原子力発第09231号
平成22年2月5日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

高燃焼度17行17列型燃料集合体の使用に当たっての確認
に係る国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、高燃焼度17行17列型燃料集合体の使用に当たっての確認について、平成22年2月5日付けで経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

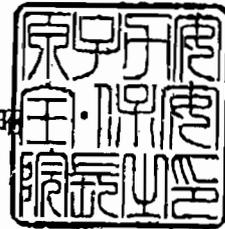
経済産業省

平成 22・02・03 原院第 3 号

平成 22 年 2 月 5 日

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭 殿

原子力安全・保安院長 寺坂 信昭



高燃焼度 17 行 17 列型燃料集合体の使用に当たっての確認について
(指示)

原子力安全・保安院は、別添（NISA-161a-10-1）のとおり、加圧水型軽水炉を設置する事業者に対して、対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別添に従い所要の対応をするようお願いいたします。

経済産業省

平成 22・02・03 原院第 3 号

平成 22 年 2 月 5 日

高燃焼度 17 行 17 列型燃料集合体の使用に当たっての確認について (指示)

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-161a-10-1



原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、A型の高燃焼度 17 行 17 列型燃料集合体（燃料集合体最高燃焼度 55,000 MWd/t。以下「17×17 A 型燃料」という。）について、これまで 3 件（4 体）の放射性物質の漏えい事象が発生し、これらはいずれも燃料集合体のコーナー近傍の類似位置の燃料棒から漏えいが発生しており、また、最下部支持格子内において燃料棒の支持部と燃料棒の間に隙間等が認められるとの報告を受けています。

当院としては、最下部支持格子内における燃料棒の支持部と燃料棒の間の隙間等が燃料棒からの放射性物質の漏えい発生の原因と推定されていることから、加圧水型軽水炉を設置する事業者に対して、当面の間、下記の対応を求めることとします。

記

1. 燃料交換時における確認

17×17 A 型燃料（新燃料を除く。）を原子炉に再装荷して使用する場合には、漏えい事象に係る知見を踏まえ、最下部支持格子内の燃料棒の支持部と燃料棒の間に隙間等がないことを確認すること。

2. 原子炉運転中における 1 次冷却材放射性物質濃度の確認

17×17 A 型燃料を使用する原子炉の運転中において、一次冷却材中のよう素又は希ガス濃度が上昇し、燃料集合体からの放射性物質の漏えいの疑いが生じた場合には、1 次冷却材中のよう素及び希ガスの濃度の監視を強化すること。